

平成29年度香川県肝炎診療協議会議事録

1. 日時

平成29年10月25日（水） 19:00～20:30

2. 場所

香川県社会福祉総合センター 7階特別会議室

3. 出席者

<協議会委員> 17名中10名出席

久米川 啓	委員（香川県医師会長）【会長（議長）】
安東 正晴	委員（三豊総合病院院長）【副会長】
高木 康博	委員（香川県健康福祉部長）【副会長】
蓮井 宏樹	委員（高松平和病院長）
高口 浩一	委員（香川県立中央病院院長補佐 診療科長）
正木 勉	委員（香川大学医学部 教授）
安西 英明	委員（香川県薬剤師会長）
本田 豊彦	委員（香川県赤十字血液センター所長）
野上 典子	委員（香川県看護協会専務理事）
仁木 賢	委員（香川県保健所長会 西讃保健所長）

<薬務感染症対策課> 5名出席

<各保健所> 4名出席

4. 議題

(1) 香川県の肝炎対策の現状について

(2) 協議事項

- ① 肝疾患専門医療機関について
- ② 香川県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱の制定について

(3) 肝疾患診療連携拠点病院からの活動報告について

- ① 香川大学医学部附属病院
- ② 香川県立中央病院

5. 担当部署

香川県健康福祉部薬務感染症対策課 結核・感染症グループ

TEL: 087-832-3303

6. 会議の概要

(1) 香川県の肝炎対策の現状について

(議長) 香川県の肝炎対策の現状について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) (資料1について説明)

(議長) 事務局の説明について何か質問や意見はありませんか。

(委員一同) 意見・質問なし。

(2) 協議事項

①肝疾患専門医療機関について

(議長) 特に、意見・質問はないようですので、協議事項①の肝疾患専門医療機関について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) (資料2について説明)

(議長) 事務局の説明について、委員の皆様から何かご意見はございませんか。

(委員一同) 意見なし。

(議長) それでは、特に委員の皆様から反対意見もないようですので、オリーブ高松メディカルクリニックについては、肝疾患専門医療機関としての要件を満たしておりますので、肝疾患専門医療機関として選定することといたします。

②香川県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱の制定について

(議長) 続きまして、協議事項②の香川県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) (資料3について説明)

(議長) 事務局の説明について、何か質問や意見はありませんか。

(委員) 肝炎治療受給者証の交付申請の件数も減少しており、潜在的に肝炎ウイルスに感染している人数を把握することが難しくなっている現状において、肝炎医療コーディネーターを養成することによって、肝炎患者への支援を図っていくことは良い取り組みであると思います。肝炎医療コーディネーターの養成に関する事務手続き等は、薬務感染症対策課が行っていくことになると思いますが、肝炎診療協議会においては、肝炎医療コーディネーターに関する取り組みについてどのような役割や関わりをもつことになるのでしょうか。

(事務局) 肝炎医療コーディネーターの養成に関する事務手続き等は、薬務感染症対策課で行うこととなります。肝炎医療コーディネーターには、当課に対して活動状況等の報告を定期的に行ってもらおうこととするので、肝炎医療コーディネーターからの報告を当課で取りまとめたうえで、肝炎診療協議会委員の皆様には、肝炎医療コーディネーターの活動状況等に関する情報をフィードバックしたいと考えております。また、活動状況等の報告によって得られた情報をもとに、適宜、肝炎診療協議会にて審議に諮ったうえで、今後の肝炎医療コーディネーターに関する方針等について検討していきたいと考えております。

(委員) 要綱案の13条(遵守事項)に記載のある、「正当な理由なく、肝炎医療コーディネ

ネーターの活動を通じて知り得た秘密を漏らすこと」や「肝炎医療コーディネーターの身分を私的な利益、営業目的のために用いること」はあってはならないことですが、万が一、そういった事例があった場合は、肝炎医療コーディネーターの認定を取り消すことになるのでしょうか。

(事務局) 要綱案の第13条(1)、(2)に記載しているような、肝炎医療コーディネーターとして不適切な行為を行った場合には、要綱案第11条に基づき、認定の取り消しを行います。

(委員) 肝炎医療コーディネーターになる人は、看護師から行政職員までと職種が多様ですが、職種によってコーディネーターとして求められる役割は異なると思われます。肝疾患診療連携拠点病院や肝疾患専門医療機関には、肝炎に詳しい専門医が在籍していますが、肝臓専門の医師まで肝炎医療コーディネーター養成研修会を受講しなければならないのでしょうか。

(事務局) 当課としては、医療機関における肝炎医療コーディネーター養成対象者として、看護師・医療事務等のコメディカルを想定しています。肝臓専門の医師に、肝炎医療コーディネーター養成研修会を受講していただいてももちろん構いませんが、行政として参加を強制するものではありません。

(委員) 肝炎医療コーディネーターが在籍する所属機関の一覧を県のホームページに公開することとなっていますが、肝疾患診療連携拠点病院や肝疾患専門医療機関には、肝炎に詳しい看護師もいます。そのような方についても、肝炎医療コーディネーター養成研修会を受講しなければならないのでしょうか。

(事務局) 肝炎医療コーディネーター養成研修会においては、肝炎治療に関する基礎知識のみならず、肝炎医療費助成制度等の行政が実施している事業についても説明を行う予定としています。行政側の対策・制度について理解を深めてもらうためにも、肝疾患診療連携拠点病院や肝疾患専門医療機関に在籍している看護師等にも研修会を受講していただきたいと考えています。

(委員) 医療機関の事務職員も肝炎医療コーディネーターの養成対象となっているので、養成研修会を受講してもらい、肝炎医療コーディネーターになってもらうとよいと思います。

(委員) 調剤薬局の窓口においても、肝炎患者の方から肝炎に関する質問や相談を受けることは多くあります。薬剤師にも肝炎医療コーディネーターの研修を受けてもらうことによって、肝炎患者の方に対して、適切な情報提供を行っていきたいと思います。

(委員) 肝炎医療コーディネーターの認定を取り消す場合は、肝炎診療協議会に諮るのでしょうか。

(事務局) 認定の取り消しについては、薬務感染症対策課で判断することとしています。ただし、判断が難しい事例については、一時的に、肝炎医療コーディネーター登録名簿から名前を削除し、肝炎診療協議会での審議に諮りたいと考えています。

(委員) 他県においては、様々な職種の人を含む多くの人に対して肝炎医療コーディネーターの養成を実施しているという事例もあります。より多くの人に肝炎医療コーデ

ィネーター養成研修会を受講してもらえよう、薬務感染症対策課には啓発活動に努めていただきたいと思います。また、肝炎医療コーディネーターを辞めるというケースは、部署の異動等で肝炎医療コーディネーターとしての活動を行う機会がなくなった場合くらいではないでしょうか。できるだけ多くの人に継続して肝炎医療コーディネーターとしての活動を続けてもらいたいです。

(委員) 様々な職種の人が気軽に研修を受けられることができ、肝炎医療コーディネーターとしての認定を受けることができるという面においては、「認知症サポーター」に類似していますね。

(委員) 要綱の内容を改正する必要がある場合は、どのような手続きをとるのでしょうか。

(事務局) 肝炎診療協議会で審議に諮ったうえで、要綱を改正したいと考えています。

(3) 肝疾患診療連携拠点病院からの活動報告について

①香川大学医学部附属病院

(正木委員) (香川大学医学部附属病院の活動・取り組み等について報告)

②香川県立中央病院

(高口委員) (香川県立中央病院の活動・取り組み等について報告)

配付資料一覧

資料1 香川県の肝炎対策の現状について

資料2 肝疾患専門医療機関について

資料3-1 肝炎医療コーディネーターについての考え方の概要

資料3-2 香川県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱(案)

資料3-3 肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について(通知)